

豊田市指定管理者 標準選定審査基準書

1 目的

本標準選定審査基準書は、豊田市の公の施設の管理運営を行う指定管理者を選定するに当たり、豊田市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う標準的な審査の方法、評価基準等を示すものである。

2 選定審査の概要

（1）選定方式

本市は、指定管理者に対して、当該施設の維持管理及び運営業務を通じて、施設本来の設置目的に照らし最も効率的、効果的なサービスの提供を求めるものである。特に、指定管理者には本市が仕様書で指示する指定管理業務を適切かつ安定的に実施するという基本業務のほか、維持管理に関するサービス水準の向上・コストの削減に係る提案や施設の設置目的の達成に資する自主事業の実施を期待するところである。

これらを総合的に判断するためには、指定管理料の価格とともに、サービスの質の向上に関する審査を要することから、組織体制及び人材確保に関すること、リスク分担能力に関すること、各種提案内容に関すること等を総合的に評価する『公募型プロポーザル方式』により行うものとする。

（2）選定審査の方法

選定審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行うものとする。

書類審査では、指定申請書を始めとして募集要項等で提出を義務付ける書類により、応募資格その他適切な業務執行の確保状況に関する審査を実施する。

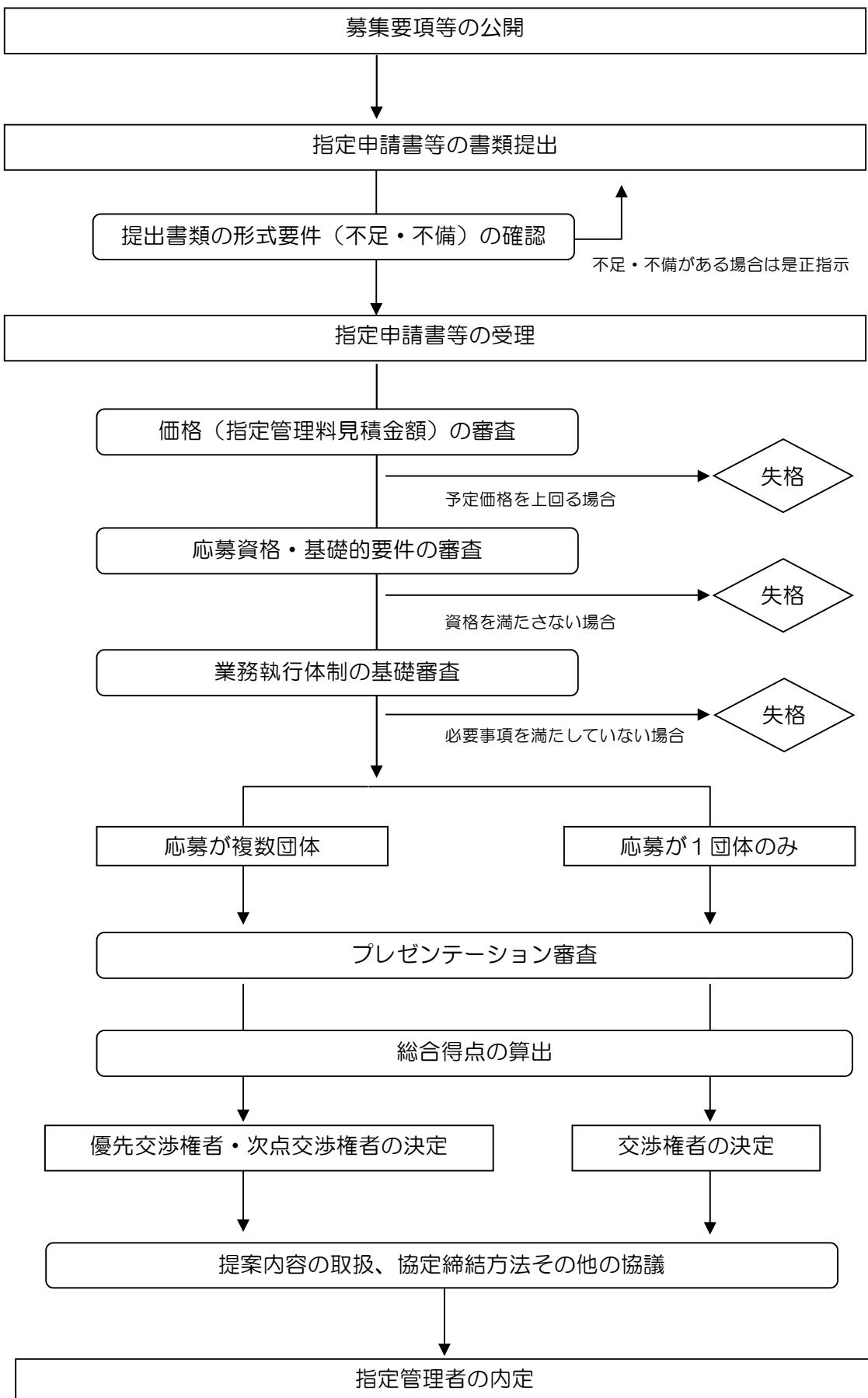
プレゼンテーション審査では、事業計画書等に記載する提案事項等に関して応募団体に具体的説明を求め、質疑応答等を実施した上で、選定委員会が審査判定を行うものとする。

（3）選定審査体制

当該施設の指定管理者の選定審査は、選定委員会が行うものとする。

3 選定審査の手順

指定管理者の選定審査の手順は、概ね以下に示すとおり行うものとする。



4 価格審査

応募団体が提示する指定管理料見積金額と市予定価格と比較し、市予定価格以下の金額であるかどうかの審査を行う。指定管理料見積金額が市予定価格を超える金額である場合には、失格とする。

5 資格審査

応募団体が提出する書類等により、応募団体（共同企業体による応募の場合は構成団体すべて）が指定管理者の資格要件を満たしているかどうか審査を行う。なお、資格要件を満たしていない場合には、失格とする。

【標準資格要件】 ※条件付公募とする場合の要件は、各募集要項等において示す。

(1) 応募資格要件

- ア 法人その他の団体であること（法人格の有無は問わないが、個人での応募は不可）。
- イ 次の項目のいずれにも該当しない者であること。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ②豊田市から入札参加停止を受けている者
 - ③豊田市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ④豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第32号）第3条第3項及び第4項の規定に抵触する者
 - ⑤豊田市から「豊田市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた者
 - ⑥地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない者
 - ⑦指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者

(2) 失格事項

- ①(1)に定める応募資格要件を満たさなくなった場合
- ②選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ③提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- ④提案の内容が本市の求める水準を満たさないと認められる場合
- ⑤その他不正・不誠実な行為があった場合

6 業務執行体制等基礎審査

応募団体が提出する事業計画書等により市が示す仕様を適切に実施できるかどうかを書面審査するものとする。なお、事業計画書等の記載されている事項について、内容確認又は調査を実施する場合がある。

法令その他市が示す基準を満たしていない事項がある場合には、失格とする。

7 プレゼンテーション審査

応募団体が当該応募に関してPRしたい提案事項等について、プレゼンテーションを実施するものとする。プレゼンテーションは提出する事業計画書に基づいて行うものとし、その内容を評価することで『サービス得点』を決定するものとする。

なお、サービス得点の具体的評価基準及び配点は別紙1に示すとおりとする。

8 評価方法

(1) 評価構成要素

項目	配点ウェイト	備考
サービス得点	50～90%	<ul style="list-style-type: none">別紙1に示す基準によりプレゼンテーション審査等を経て付与する。市が定める最低基準点を下回る場合は失格とする。
価格得点	50～10%	<p>次の計算式により算出する。</p> $\frac{\text{提案最安見積金額}}{\text{当該団体の見積金額}} \times 100$ <p>※小数点以下第3位四捨五入</p> <ul style="list-style-type: none">市予定価格を上回る場合は失格とする。

※個別の選定における配点ウェイト及び最低基準点は各募集要項等において示す。

(2) 総合得点の算出

指定管理者の選定を決定する『総合得点』は、以下の計算式により算出する。

$$\text{総合得点} = (\text{サービス得点} \times \text{サービス得点の配点ウェイト}) + (\text{価格得点} \times \text{価格得点の配点ウェイト})$$

※小数点以下第3位四捨五入

(3) サービス得点におけるプレゼンテーション審査体制及び審査配点ウェイト

役職	備考	ウェイト	
		例1	例2
審査委員長	学識経験者	35%	30%
委員	市指定管理者選定委員会 委員（施設所管部局）	20%	各20%
	市指定管理者選定委員会 委員		
	市指定管理者選定委員会 委員		
	市施設所管所属長	各15%	10%

※サービス得点は、各委員の得点に上記ウェイトを乗じ合算して算出する。

※各委員の審査配点ウェイトは各募集要項等において示す。

9 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定（交渉権者の決定）

選定委員会が決定する総合得点が最も高い団体を『優先交渉権者』とし、優先交渉権者に次いで総合得点が高い団体を『次点交渉権者』とする（応募団体が一団体であった場合は、プレゼンテーションを実施して当該団体の『交渉権者』としての適否を判断する。）。

選定審査終了後、優先交渉権者（応募団体が一団体の場合は、交渉権者）に対して指定管理者の指定を受ける意思確認や管理運営業務仕様書の規定方法等について協議を行い、支障がない場合に指定管理者として内定するものとする。なお、指定管理者の指定は、市議会の議決により確定することとなる。

なお、次点交渉権者は、優先交渉権者が内定を辞退した場合、本市と優先交渉権者の協議が整わない場合等に、本市との交渉権を得るものとする。ただし、次点交渉権者の当該交渉権は、当該選定を実施した年度の3月31日をもって消滅するものとする。

別紙 1

サービス得点加算基準

豊田市指定管理者選定審査において、サービス得点に関する取扱いについては、以下の基準により評価するものとする。ただし、施設の実情にあわせて内容や配点などは適宜修正する。

評価項目及び配点

区分	審査項目	主な内容	配点
(1) 指定管理者として適切であること(25点)	1 人的基盤、労働条件	・安定的な人的基盤を有しているか（人員配置の工夫、配置人員の資格、スタッフの資質向上に関する取組）	5
		・スタッフの労働条件は適切か（雇用契約・労働時間・給与、各種保健手続、労働に関する法定帳簿、安全衛生）	5
	2 基本方針・法令遵守	・市の基本的な政策や計画、施設設置目的に合致した施設管理運営に関する基本方針を持っているか。	5
		・関連法令を十分理解し、法令遵守が確保できる体制となっているか。（個人情報保護、情報セキュリティ等）	5
	3 実績及び経験	・同種・同類施設の管理運営実績があり、成果を挙げているか。	5
	② 管理運営計画が適切であること(55点)	1 施設の設置目的的達成に向けた取組	10
		・施設の設置目的を果たせるような管理運営が期待できるか。	
		・施設の社会的価値（効果）を高めるような取組が期待できるか。	5
		・施設の設置目的の達成に向けて、地域や関係機関等との連携した取組が期待できるか。	5
	2 安全対策、危機管理体制	・施設（建物、設備等）の安全性及び良好な機能の保持ができるよう適切な維持管理が期待できるか。	10
		・日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応が十分に検討されているか。	5
		・防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に検討されているか。	5
	3 利用者の満足度向上・利用促進	・利用者の満足、利用促進につながるような取組が十分に検討されているか。	10
		・利用者からの苦情・要望等を把握し、それらを反映させる仕組みが十分に検討されているか。	
		・その他、利用者ニーズの把握や自己の運営状況をチェックし、サービスの質を維持・向上するための提案があるか。	5
	4 改善姿勢	・施設の課題に対して、改善策などの具体的な提案がされているか。	5
(3) その他(20点)	1 地域貢献	・地域経済貢献について具体的な提案があるか。（市内在住者の雇用、市内での物品調達等）	5
		・市内に本店・支店・営業所等を有しているか。	5
	2 その他の評価	・社会貢献（障がい者施設への発注等）、環境配慮等について、具体的な提案があるか。	5
		・その他、特に評価できる提案があるか。（施設の設置目的的達成に関する自主事業の提案等）	5
	合 計		100